

平成26年度定期監査等結果報告書（第3次）に基づく措置状況の公表について

1 公表の内容

平成26年度定期監査等の結果（第3次）に基づいて、関係部署が取り組んだ状況について、公表します。

2 公表の根拠

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき平成26年度に実施した監査について、同条第9項の規定により提出した監査の結果に基づく改善措置の状況が同条第12項の規定により通知されたため公表するものです。

平成26年度定期監査等結果報告書（第3次）に基づく措置状況の公表について

保 険 課

指 摘 事 項 ・ 内 容	
(1) 委託及び契約事務について	
① 業務委託契約書について、契約期間および契約日の箇所、砂消しゴムにより訂正したと思われる痕跡が見受けられた。	
・ 「特定健康診査未受診者勧奨案内印刷・封入・封緘業務」	190,155円 他1件
原 因	
契約書記載内容の訂正方法について、認識を欠いていたと思われる。	
改善措置済	・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
契約書記載内容の訂正については、二重線で訂正し押印をする。	

指 摘 事 項 ・ 内 容	
(2) 書類関係について	
① 各種申請書・届出書について、次のような事例が見受けられた。	
A 修正テープで訂正されている。	
・ ひとり親家庭等医療費助成金交付請求書	36件
・ 心身障害者医療費助成金交付請求書	63件
原 因	
福祉医療費助成事務は、助成金額算定の過程において、国保連合会からのデータ突合による修正や領収書の追加提出等が原因で、点数や金額が受付時点から変更になることがある。	
改善措置済	・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
欄外に捨印を押印しておき、変更が生じたときは訂正するなど適正な事務に努める。	

生 活 安 全 課

指 摘 事 項 ・ 内 容	
(1) 支出負担行為について	
① 修繕請書について、砂消しゴムで訂正されている事例が見受けられた。また、収入印紙が二重線のみで業者印の割印が押印されていないが、金額的に収入印紙は必要ないと思われる。	
・ 第2分団ポンプ車修繕請書	
原 因	
本来訂正箇所については、取消線・訂正印で修正するところであるが、誤って砂消しゴムによる修正を行い、それを見落としてしまったもの。	
収入印紙については認識不足のため。	
改善措置済	・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
今後は適正に事務処理を行い、確認を徹底いたしたい。	

福 祉 課

指 摘 事 項 ・ 内 容
(7) 補助金・負担金について ① 補助金について、交付申請書と総会資料が添付され、交付決定がされているが、概算請求書によって概算払い後に、実績報告書及び精算請求書が提出されていない。 ・平成25年度御所市民生児童委員協議会活動費補助金 7,334,600円 他1件
原 因
市の要綱どおりに協議会とのやり取りがされていなかったため。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
平成26年度の実績報告から提出してもらえるよう協議会に指導しました。

老 人 福 祉 セ ン タ ー

指 摘 事 項 ・ 内 容
(4) 書類関係について ① 御所市老人福祉センター使用料について、「御所市老人福祉センター条例」で『団体による使用許可を受ける場合は、許可を受けるときに納付しなければならない。』と定められているが、許可日ではなく使用日に送付されている事例が見受けられた。また、申請書に記載されている使用人数が変更されており、御所市老人福祉センター使用許可書が同日付で人数の変更前及び変更後の2通発行されており、変更された経緯が何も記載されていない。 ・御所市役所OB会総会 (H25. 5. 15) 他2件
原 因
前回の監査で指摘注意があり、担当課と検討後、H25. 7. 18より改善を行う。 H25. 7. 18以前の書類のため。備考 指摘を受けた書類は、御所市役所OB会 (H25. 5. 15) です。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
H25. 7. 18より、許可申請書と許可書のコピーと領収書のコピーの3通をセンターに綴る。

児 童 課

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について ① 委託契約書について、契約締結日付が記載されていない。「御所市契約規則第19条」に基づき適正な契約事務を行われたい。 ・市内保育所植木剪定・消毒業務 220,450円 他4件
原 因
失念による。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
以降の事務において確認を徹底し適正に契約事務を行う。